

重要事項説明書(通所介護サービス)

あなたに対する通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 光仁会
主たる事務所の所在地	光市中央三丁目2番26号
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 市川 晃
電話番号	0833-72-5700

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター サポートたぶせ
指定番号	山口県知事指定 第3577300431
所在地	熊毛郡田布施町大字下田布施 806
電話番号	0820-51-0070
ファックス番号	0820-52-0080

3 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

- ・ ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとします。
- ・ 日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

(2) 運営方針

- ・ 当事業所において提供する通所介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿って次の通りとします。
- ・ 利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、ご利用者及びご家族のニーズを的確に捉え、利用者・家族・職員相互の信頼関係を築き、安心してご利用いただけるように致します。

- ① 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明致します。
- ② 常に提供したサービスの質の評価を行い、その改善を図るものとします。
- ③ 地域との結びつきを重視し、他のサービス事業者との連携に努めます。

4 ご利用事業の職員体制、職務内容、員数及び勤務体制

① 管理者 (1名)

職員の管理、指導及び業務の管理を一元的に行います。

② 生活相談員 (3名)

ご利用者及びご家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たします。

③ 看護職員 (3名)

看護職員は、健康チェックを行いことによりご利用者の健康状態を適確に把握するとともに各種サービスを利用するために必要な処置を行います。

④ 機能訓練指導員 (2名)

機能訓練指導員は、ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な機能訓練を行います。

⑤ 介護職員(9名)

通所介護サービスの提供にあたり、心身の状況を適確に把握し、適切な介助を行います。

5 営業日と営業時間

営業日	:	月 火 水 木 金 土
営業時間	:	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 00
サービス提供時間	:	午前 9 : 00 ~ 午後 4 : 10
休業日	:	日曜日、12月31日 ~ 1月3日

6 利用定員 25名 (通所介護相当サービス定員を含む)

7 通所介護サービスの内容、提供方法(介護保険の適用を受けられる項目)

① 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

排泄の介助、移動の介助、通所の介助、その他必要な身体の介護

② 健康状態の確認

各種サービスを利用するための健康チェック等を行い、ご利用者の健康状態を把握します。

③ 機能訓練サービス

ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。

日常生活動作に関する訓練、レクリエーション、行事的活動、体操、趣味活動

④ 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とすることご利用者については、専用車両により送迎を行います。また、必要に応じて送迎車両への移動の介助を致します。

⑤ 入浴サービス

居宅における入浴が困難なご利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。

一般浴槽による入浴、衣服の着脱、身体の清拭や洗髪等。

⑥ 食事サービス

食事の準備、後始末。

⑦ 相談、援助等に関すること

⑧ アクティビティサービス

心身の活性化を図るため、野外活動や行事への参加等企画し、提供します。

8 利用料金

- ① 通所介護サービスが法定代理受領サービスに該当する場合
(介護保険が適用される場合) 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その介護保険利用者負担の割合に応じて負担するものとします。
- ② 通所介護サービスが法定代理受領サービスに該当しない場合
(介護保険が適用されない場合) 厚生労働大臣が定める基準の額とします。
- ③ 食事代 食事 1 回分につき 780 円(おやつ代を含む)
- ④ おむつ代
ご家庭で使用されている品を持参されることを原則とします。なお、事業所の所有するおむつを使用した場合は実費とします。
- ⑤ キャンセル料
頂きません(但し、前日までにご連絡下さい)
- ⑥ 実施地域以外に居住される利用者の送迎に要する費用
片道 2,000 円
- ⑦ アクティビティサービス
アクティビティサービスに係る諸費用については実費とします。
- ⑧ その他
通所介護サービスを提供する中で、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、ご利用者が負担することが適当と認められる費用。

9 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、田布施町、光市、平生町、柳井市の区域とします(但し離島は除く)
但し、当該地域以外の地域に居住する要介護者等に対し、サービスの提供を行うことを妨げるものではありません。

10 苦情処理の体制

苦情があった場合は状況を速やかに確認し検討して、具体的な解決策・改善策を示して対応します。

苦情相談機関 担当者名 : 玉木 慎也 宮本 千代美
連絡先 (電 話) 0820-51-0070
(ファックス) 0820-52-0080

お住まいの市町役場の担当課

田布施町役場 健康保険課 長寿支援係

田布施町下田布施 3440-1 0820-52-5809

平生町役場 健康保険課

平生町平生町 210-1 0820-56-7115

柳井市役所 高齢者支援課

柳井市南町 1-10-2 0820-22-2111

光市役所 高齢者支援課 介護保険係

光市中央 6-1-1 0833-74-3003

山口県国民健康保険団体連合会 苦情相談係 083-995-1010

11 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、緊急連絡先に連絡致します。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関名	医療機関の名称	
	院長名	
	所在地	
	電話番号	
	診療科	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

12 非常災害対策

- ・サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。
また、管理者は非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図ると共に、避難経路等、協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を取ります。
- ・非常災害に備え、避難救出、その他必要な訓練を定期的に(年2回以上)行うものとします。

13 事故発生時の対応

- ① 事故発生時には直ちに家族へ連絡するとともに緊急対応を行います。
- ② 事故の内容は居宅介護支援事業所及び市町に報告します。
- ③ 賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。
- ④ 事故の原因について職員間で十分討議し、再発防止に努めます。
- ⑤ 損害賠償責任保険加入先(損保保険ジャパン)

14 利用にあたっての留意事項

- ① 被保険者証の提示
- ② 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出
- ③ 利用料その他の費用の支払い方法
- ④ 利用を中止する場合の連絡
- ⑤ その他、所持品に対する注意事項

15 秘密保持

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守します。

16 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	生活相談員・玉木 慎也
-------------	-------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ⑤ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ⑥ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑦ サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報します。

17.身体拘束防止への取り組み

利用者に対する身体拘束防止のための必要な措置を次に掲げるとおり行います。

- 1 身体拘束防止についての研修を通じて、身体拘束の身体・精神に与える影響を学び、利用者の人権遵守につなげます。
- 2 生命に危険が及ぶなどの緊急の事情がある場合には身体拘束の必要性を家族に説明し、了承を得たうえで行います。

18. 業務継続計画の策定

(1) 感染症予防及び感染症の発生時の対応（衛生管理を含む）

- ・事業所は、施設における感染症の発生または食中毒の予防及び蔓延の防止のため 必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・事業所は、感染対策の指針を整備します。
- ・事業所は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の 訓練を定期的に行います。
- ・事業所は、感染症が流行する時期等を起案して必要に応じてテレビ電話装置等を活用しサービス担当者会議等を行います。
- ・厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に 沿った対応を行います。

(2) 非常災害対策

事業所に災害に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害に関する取組みを行います。

- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに避難、誘導 にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設け ます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者および利用 者、地域住民の参加が得られるように連携に努め、消火通報、避難 訓練を年間計画で実施します。
- ・事業所は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生 しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

